平成２９年（フ）第９９号
群馬県桐生市浜松町２丁目９番14号
債務者　藤本　涛司
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１０１号
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営183号
債務者　鏑木　　浩
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第８６号
長野県佐久市猿久保743番地３　ＡＩコーポ８号
債務者　秋山　桂子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１７０号
三重県員弁郡東員町山田2551－１　サープラスＹＡＭＡＤＡ　Ｂ－101、住民票上の住所三重県桑名市陽だまりの丘２丁目1604番地（前住所）奈良県天理市指柳町296－４（前々住所）三重県三重郡川越町大字豊田646番地１シティハイツ豊田Ｂ　１－Ｂ
債務者　下山　　遥
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
三重県四日市市下之宮町216番地１　ファミール下之宮Ｉ－203、前住所三重県四日市市伊倉３丁目４番25号　プレジール伊倉Ａ－103
債務者　柱尾　侑子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
三重県桑名市松ノ木１丁目10番地２
債務者　三浦　信子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８０６号
神戸市中央区栄町通６丁目１－27　ワコーレ神戸元町マークス1203、住民票上の住所神戸市中央区山本通２丁目13番７－104号
債務者　伊藤　公一
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９７号
神戸市中央区筒井町３丁目19番18号　ＫＹマンション202号、従前の住所兵庫県明石市大久保町山手台２丁目75番地の35
債務者　加藤　茂典
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１３号
神戸市灘区友田町１丁目３番11号大西ハイツ203
債務者　山下　正裕
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４０号
神戸市兵庫区上沢通７丁目５番２－201号メゾン上沢Ⅱ
債務者　北川　ヱミ
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３９号
宮崎市大橋１丁目161番地　ともビル502号、前住所宮崎市清水３丁目11番18号　ワンヒルズマンション301号
債務者　渡邊　正吾
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６９号
宮崎市清武町あさひ１丁目49番地　ゆとり98－305号、前住所宮崎市昭栄町144番地　パピーマンション102号
債務者　有村久美子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９０号
鹿児島県出水市本町21番32号　上町団地202号
債務者　小原　英嗣
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
茨城県龍ケ崎市野原町169番地　富谷野原住宅１号棟
債務者　芳賀　明弘
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
長野県下伊那郡高森町吉田476番地18
債務者　スナック古城こと　小山　定子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第７５号
兵庫県佐用郡佐用町西下野880　救護施設南光園、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家７丁目66番地メゾンドファミーユＢ棟Ｂ101
債務者　三和　美仁
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部